

## 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の有効期間を1年延長します

- ❖ 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、有効期間を1年間延長します。
- ❖ 現在お持ちの受給者証は、延長後の有効期間までそのままお使いいただけます。

### 例

有効期間満了日が  
令和2年9月30日 までの方      ➡      延長後の有効期間  
令和3年9月30日 まで

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、現在お持ちの受給者証の有効期間を自動的に1年延長します。このため、令和2年度における更新手続き（診断書、住民票、所得課税証明書の取得等）は不要となります。

#### ○ 有効期間を延長した受給者証の発行について

延長後の有効期間を記載した受給者証の発行は、原則として行いません。

ただし、受給者証に記載された有効期間満了後に記載事項変更の手続きをされた場合等には、延長後の有効期間を記載した受給者証を発行します。

#### ○ 受給者証の記載事項に変更があった方について

平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合など、受給者証の記載事項に変更がある場合は、保健所で「変更申請」または「変更届」の手続きをしてください。（郵送での手続きが可能です。）「変更申請」をされない場合、延長後の有効期間まで現在お持ちの受給者証に記載された自己負担上限額が適用されます。詳細は裏面をご覧ください。

#### ○ 自己負担上限額管理票について

有効期間延長後も、同封の自己負担上限額管理票を医療機関受診時に窓口で提出してください。

#### ○ 延長期間中に20歳の誕生日を迎えられる方について

有効期間延長後の期間中に20歳の誕生日を迎えられる方についても、皆さまと同様に延長後の有効期間まで受給者証をご利用いただけます。

# 下記に該当する方は、保健所で手続きを行ってください

変更申請をされない場合、延長後の有効期間まで現在お持ちの受給者証に記載された自己負担上限額が継続して適用されます。



## ○ 令和2年度市町村民税額の決定により、自己負担上限額が変更になる方

平成30年から令和元年（平成31年1月～令和元年12月）にかけて所得が大きく減少し、令和2年度市町村民税課税額（所得割額）が昨年度より減額した場合は、保健所へご相談ください。

## ○ 新たに「重症患者」※<sup>1</sup>に該当し、自己負担上限額が変更になる方

※1「重症患者認定」について、以下のいずれかに該当する場合

【高額かつ長期の医療による認定】

階層区分がⅣ以上の方が、申請日の属する月以前の12か月以内に、支給認定を受けた小児慢性特定疾病に係る月ごとの医療費総額（10割分）について5万円を超える月が年間6月以上の場合は、負担上限月額が軽減される場合があります。

- ・「上限額管理表」（又は「領収書」）等が必要となります。
- ・審査のうえ決定するため、申請から受給者証送付まで期間をいただく場合があります。

【重症度による認定】

病状や治療状況等が別紙1に該当し「重症患者」と認められる場合は、負担上限月額が軽減される場合があります。

- ・「重症患者認定申告書」及び重症度が確認できるもの（「医療意見書」や「障害者手帳の写し」）等が必要となります。
- ・審査のうえ決定するため、申請から受給者証送付まで期間をいただく場合があります。

## ○ 新たに「人工呼吸器等装着者」※<sup>2</sup>に該当し、自己負担上限額が変更になる方

※2「人工呼吸器等装着者」とは

支給認定を受けた小児慢性特定疾病により、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があり、かつ、日常生活動作が著しく制限されている方は、負担上限月額が軽減される場合があります。

- ・申請には医師が記載する「医療意見書」及び「人工呼吸器等装着者証明書」等が必要となります。
- ・審査のうえ決定するため、申請から受給者証送付まで期間をいただく場合があります。

## ○ 現在認定を受けていない疾患を新たに追加または変更したい方※<sup>3</sup>

※3「疾病追加・変更」について

原則として、18歳を超えた場合には、現在認定を受けている疾病から別の疾病への変更や疾病の追加はできません。

- ・申請には医師が記載する「医療意見書」等が必要となります。
- ・審査のうえ決定するため、申請から受給者証送付まで期間をいただく場合があります。

## ○ 氏名や住所を変更された方・お持ちの保険証が変更された方

## ○ 受給者証を紛失、破損等された方

申請方法、提出書類、その他ご不明な点がありましたら、お住まいの市町村を管轄する保健所にお問い合わせください

